

第344回 三木市議会定例会
市長 開会あいさつ並びに提案理由説明

平成29年11月28日

開会あいさつ

議会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日は、第344回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ご多用の中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

併せまして、平素から市政の運営につきまして、格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

今月の4日、5日に開催した県内最大の産業と文化の祭典「三木金物まつり」には、県内外から16万2千人もの方々にお越しいただきました。金物展示直売会、金物びっくり市、農業祭、ステージイベントなど、様々な催しを実施され、産業界・各種団体・市民が一体となってまちのにぎわいと多くの人々の交流を創り出していただきましたことに厚くお礼申し上げます。

私は、このまつりを通して三木の産業と文化の素晴らしさを再認識するとともに、私が目指す、市民、企業や団体、議会、行政が一丸となった「チーム三木」によるまちづくりに取り組んでいけるものと確信した次第です。

今後、伝統ある三木金物やこのまちの魅力を広く国内外に発信してまいります。

さて、今日1日に、平成30年度の予算編成に向け、方針を各部局に示したところです。

来年度の財政収支見通しは、収入面では人口減少などに伴う市税の減収や、吉川町との合併による特例として加算されていた普通交付税が段階的に減額される一方、支出面では社会保障関係経費などが増加し続けていることから、厳しい収支が見込まれます。

このような中、持続可能な行財政運営を確立するためには、限りある収入に対応した支出を基本とし、真に必要な行政サービスを提供できるように、職員一人ひとりが厳しい財政状況を認識し、既存事業の見直しをさらに徹底するとともに、今後の国政の動向を十分注視し、財源の確保に努めてまいります。

平成30年度当初予算は、私が編成する初めての通年予算であり、「誇りを持って暮らせるまち三木」へ向けた本格的なスタートの年と位置付け、市民目線に立った予算編成に取り組んでまいり所存です。

このたびの市議会定例会は、報告1件、条例関係8件、補正予算4件、その他3件、あわせて16件の提案を予定いたしております。

議員の皆様におかれましては、どうか慎重なるご審議をいただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

提案理由の説明

提案理由の説明に先立ちまして、継続審査となっておりました平成28年度各会計決算の認定につきまして、決算特別委員会の委員の皆様には、長期間にわたり、慎重なるご審査を賜り、先ほど中尾委員長のご報告のとおり、全議案についてご承認を賜りましたことに対し厚くお礼を申し上げます。

あわせて、委員の皆様のご尽力に対しまして深く感謝を申し上げます。

なお、決算特別委員会において賜りましたご意見、ご提言につきましては、その趣旨を十分尊重し、今後の市政運営に当たってまいります。

それでは、ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

まず、専決処分についてご報告いたします。

報告第4号、平成29年度三木市一般会計補正予算（第4号）につきましては、去る10月22日に執行された衆議院議員総選挙に要する経費について、緊急を要しましたので専決処分をしたものであり、ここにご報告を申し上げ、議会の承認を求め

るものです。

次に、第55号議案から第62号議案までは、条例の一部改正に関する議案です。

まず、第55号議案、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、条例を改めるものです。

これまで、非常勤職員の育児休業については、保育施設への入所ができない等の特別の事情がある場合に、子どもが1歳6か月に達するまでの期間に限り認められていました。

このたびの法改正により、同様に特別の事情がある場合は、子どもが1歳6か月に達した時点で再度申請することにより、最長2歳に達するまでの期間、育児休業が認められることとなったため所要の改正を行うものです。

次に、第56号議案、「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定」、第57号議案、「三木市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」及び第58号議案、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定」につきましては、人事院勧告に基

づく国家公務員の給与改定に準拠し、議員、市長及び副市長の期末手当の支給率並びに一般職員の勤勉手当の支給率及び給料月額等を改正します。

また、一般職員につきましては、昇格や降格時の号給対応表などの規定について、本市では条例で定めていますが、国や多くの自治体では規則で定めていることから、国の制度改正に柔軟に対応できるよう、当該規定を規則に移そうとするものです。

次に、第59号議案、「三木市公契約条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、現在条例で定めている公契約に係る業務の労働報酬下限額を、国土交通省が定める最新の労務単価等を反映した額にするため、市長の告示により改定を行おうとするものです。

次に、第60号議案、「三木市税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方税法の改正に伴い条例を改めるものです。

このたび、平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、健康診断や予防接種などの健康の維持増進や疾病の予防への取組を行っている場合に、国が指定する医薬品等の前年中の購入額が、一定条件のもと総所得金額から控

除される医療費控除の特例、いわゆる「セルフメディケーション税制」が創設されることとなったため、所要の改正を行うものです。

次に、第61号議案、「三木市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、今年度末までとなっている条例の有効期限を延長するため、条例を改めるものです。

この条例は、企業立地の推進を図ることを目的として、市内に工場等を新設又は増設する事業者に対して、固定資産税や雇用に要する経費等を助成しようとするもので、平成20年4月1日から10年間の期限としていました。

このたびの改正は、最近の景気回復基調の中、今後の企業の動向などに対応できるよう、平成35年3月31日までの5年間延長しようとするものです。この助成制度を継続することにより、引き続き、企業立地の促進、既存企業の定着及び雇用の促進を図ってまいります。

次に、第62号議案、「別所ゆめ街道カフェテラス等条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、別所ゆめ街道において、現在整備中の施設を核とした交流と豊かなまちづくり事業を平成30年度から展開していくに当たり、施設の名称を改

めるとともに、施設の使用等に係る規定を整備するため、条例を改めるものです。

施設の名称については、施設を幅広く使うことができるよう、「カフェテラス」から「飲食物産館」に改めます。

また、施設の使用に係る規定として、使用許可の手続きや使用料等に関する規定を追加するとともに、指定管理に係る規定として、利用料金の受け入れ等に関する規定を新たに設けようとするものです。

次の、第63号議案から第65号議案までは、「指定管理者の指定」に関する議案です。

「三木市立かじやの里メッセみき」及び「道の駅みき」並びに「三木山総合公園」ほか7か所の有料スポーツ施設について、平成30年4月以降の指定管理者をそれぞれ指定するものであり、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるものです。

次に、第66号議案から第69号議案は、「平成29年度各会計予算の補正」に関する議案です。

まず、第66号議案、「平成29年度三木市一般会計補正予算(第5号)」について、ご説明いたします。

この度の補正は、保育環境を充実するための別所認定こども園の増設、上の丸保育所の移転のほか、台風による災害復旧や、三木市土地開発公社の経営健全化を推進するための同公社保有地の購入など、緊急を要する経費について所要の補正を行うものです。

なお、三木市土地開発公社においては、5年以上長期保有する土地の簿価総額の、市の標準財政規模に対する割合が、総務省の定める健全化団体判断基準に該当したことから、経営健全化計画を策定し、平成25年8月に兵庫県知事から「経営健全化団体」の指定を受けました。

この指定により、平成29年度末までに総務省の基準以下とするとともに、公社が保有する供用済土地を解消し、経営健全化計画を達成することが求められていましたが、財源がなかったことから、これまで市による買戻しが進んでいませんでした。

このような中、今年度内の計画の達成に向けて、全額市債による買戻しが可能となる財源措置が県から示されたため、このたび、供用済土地を中心とした土地開発公社の保有土地を市が買戻しを行おうとするものです。

一般会計補正予算の内容について、順にご説明申し上げます。
まず、議会費では、人事異動及び人事院勧告に基づく人件費

546万4千円を増額しております。

次に、総務費では、一般管理費において、現在、市長公用車の運転については、主に秘書課の職員が行っているところですが、より安全かつ効率的な公務遂行体制を確保するため、平成30年1月から市長公用車の運転管理業務について、運転管理を専門とした業者に委託することとし、委託料94万3千円を追加しております。

人事管理費においては、このたびの幹部職員慰労会等に関する不祥事の事案を審査するため、職員賞罰審査委員会の開催に要する外部委員3名の謝礼113万7千円を追加しております。

財産管理費においては、土地開発公社が保有する吉川支所周辺の用地購入費2,204万8千円を追加しております。

諸費においては、前年度の生活保護費の精算に伴う県への返還金236万6千円を追加しております。

このほか、人件費の補正を加え、総務費全体で2,906万2千円を増額しております。

次に、民生費では、認定こども園・保育所費において、入所児童の増加や特別支援教育・保育の充実に伴う非常勤職員賃金 5, 610 万円を増額しております。

また、上の丸保育所について、園舎移転に伴う新園舎の敷地の整地工事費 260 万円を追加するとともに、園舎のレンタルに係る債務負担行為 5, 500 万円を追加しております。

現 上の丸保育所園舎は、このたび精密診断法による耐震診断を行った結果、耐震性能を満たしていないと診断されました。

現地で耐震補強工事を行うには掘削を伴い、文化庁の審査が必要なことに加え、工事も長期間を要することから、より早期に児童の安全を確保するため、現園舎の耐震補強工事を行うのではなく、近隣の総合保健福祉センターの駐車場内にプレハブ園舎を設置し、移転しようとするものです。

開設期間は、幼保一体化計画に基づき平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

なお、この移転案については、児童の早期の安全確保を最優先した市の選択であり、保護者の方々と調整を図りながら、ご納得いただけるよう意を尽くしてまいります。

加えて、別所認定こども園について、受入定員を増やすためのプレハブ園舎設置にかかる敷地の整地工事費 110 万円を追加するとともに、園舎のリースに係る債務負担行為 6, 000

万円を追加しております。

同園では現在、就園児童数の増加に対応するため、子育て支援室を保育室に転用して受け入れを行っているところです。しかしながら、今後も就園児童数が増加すると見込まれることから、定員を25人増やし125人としようとするものです。

子育て支援費においては、10月の台風21号で児童センターに雨漏りが発生したことから、応急防水を行うための修繕料110万円を追加しております。

また、認定こども園などの運営費について、低年齢児の利用が当初の想定よりも多くなったことによる児童1人当たり保育単価の増加や、国による保育士処遇改善加算の増額などにより扶助費1億7,384万円を増額しております。

このほか、人件費などの補正を加え、民生費全体で2億5,568万7千円を増額しております。

次に、衛生費では、健康増進施設費において、土地開発公社が保有する吉川健康福祉センターの用地購入費9,144万7千円を追加するほか、人件費の補正を加え、衛生費全体で9,788万円を増額しております。

次に、農林業費では、農業振興費において、認定農業者が導入する機械設備の取得費に対する認定農業者等支援補助金について、補助対象設備等が増加したため545万9千円を増額するほか、経営が不安定な就農直後の新規就農者の所得を確保するための新規就農者確保事業補助金について、対象者の増加により300万円を増額しております。

また、今年度中に別所ゆめ街道の整備が完了することから、オープニングイベントを開催するための委託料340万円を追加しております。

ため池等整備事業費においては、県営により実施している老朽化したため池などの改修事業について、県の事業計画個所が増加したことなどにより市の負担金124万3千円を増額しております。

このほか、人件費の補正を加え、農林業費全体で1,935万7千円を増額しております。

次に、商工費では、観光費において、台風21号で山田錦の館及び温泉交流館の塀が損傷したため、復旧工事費130万円を追加するほか、土地開発公社が保有する同施設の用地購入費4,191万7千円の追加や人件費の補正を加え、商工費全体

で4, 942万7千円を増額しております。

次に、土木費では、道路橋梁総務費において、土地開発公社が保有する吉川地区内の道路用地の購入費2,139万円を追加しております。

道路橋梁新設改良費においては、今年度中の別所ゆめ街道の整備完了に合わせ、主要道路に誘導案内看板を設置するための工事費700万円を追加しております。

公園費においては、土地開発公社が保有する三木山総合公園弓道場用地等の購入費1億905万2千円を追加するほか、ともえ運動公園野球場について、軟式野球公式球が変更されることにより打球の飛距離が伸び、場外へ飛び出すことが予想されるため、防球ネットのかさ上げ工事費1,500万円を追加しております。

交通政策費においては、平成30年7月に公共交通網計画を策定するに当たり、現況把握と分析も含めた計画立案のための委託料500万円を追加しております。

このほか、人件費の補正を加え、土木費全体で1億7,274万6千円を増額しております。

次に、消防費では、常備消防費において、消防通信司令システムの一部機能が故障し早急に修理を行う必要があるため、修繕料140万円を追加しております。

災害対策費においては、自主防災組織に対する資機材整備補助金の申請が増加したことにより23万9千円を増額しております。

このほか、人件費の補正を加え、消防費全体で160万1千円を増額しております。

次に、教育費では、事務局費において、認定こども園等に勤務する非常勤職員賃金の増額補正に対応する社会保険料690万円を増額しております。

小学校管理費及び中学校管理費においては、台風21号で被災した校舎や倒木処理などを復旧するため、小学校8校の工事請負費など1,530万円、中学校4校の修繕料など95万円を増額しております。

また、平成30年度に入学・進級する特別支援が必要な児童・生徒に対応するための施設の改修や教材備品の購入のため、小学校で730万円、中学校で239万円を増額しております。

加えて、中学校管理費には、土地開発公社が保有する吉川中

学校用地の購入費 4, 924 万 8 千円を追加しております。

小学校教育振興費及び中学校教育振興費においては、平成 30 年 4 月に入学予定の準要保護児童生徒の保護者 200 人に支給する新入学用品費に係る援助費について、従来は入学後の 8 月ごろに支給していましたが、入学前の 3 月に前倒しで支給するため、扶助費 880 万円を増額しております。

社会教育総務費においては、強風による旧上の丸庁舎の屋根瓦の飛散防止のため、修繕料 500 万円を追加しております。

このほか、人件費の補正を加え、教育費全体で 7, 224 万 2 千円を増額しております。

次に、災害復旧費では、農林業施設災害復旧費において、9 月の台風 18 号及び 10 月の台風 21 号の豪雨により被災した農地及び農業用施設の災害復旧工事費 8, 600 万円を増額しております。

以上、歳出 7 億 8, 946 万 6 千円を増額し、歳出総額を 320 億 3, 043 万 6 千円とするものでございます。

一方、歳入は、国庫支出金、県支出金、繰入金、市債などの

増額をもって収支の均衡を図っております。

次に、債務負担行為の補正では、住民情報システム機器更新事業ほか4件について債務負担行為の限度額を追加しようとするものであります。

また、地方債の補正では、公共用地取得事業について起債の限度額を追加し、県営ため池等整備事業ほか3件について起債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、第67号議案「平成29年度三木市介護保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、平成30年度制度改正に向けた介護保険システム改修のための委託料を追加するほか、人件費等の補正により984万8千円を減額し、歳出総額を70億6,183万3千円とするものであります。

一方、歳入は、国庫支出金、県支出金などの減額をもって収支の均衡を図っています。

次に、第68号議案「平成29年度三木市水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、収益的支出において、人件費等の補正を行い、総額を17億6,300万7千円とするもの

であります。

次に、第69号議案「平成29年度三木市下水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、収益的支出において、消費税等納付金423万2千円を増額するほか人件費等の補正を行い、総額を25億7,178万5千円とするものであります。

また、資本的支出において、国庫補助対象事業費の確定などにより建設改良費1億6,355万2千円を減額し、総額を24億6,238万7千円とするものであります。

以上で、ただいま提案いたしました議案についての説明を終わります。

どうか慎重なるご審議によりまして、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。